

## **亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン**

### **第1 公有財産売却の参加条件など**

#### **1 公有財産売却の参加条件**

日本国内に居住している個人または法人で、以下のいずれにも該当しない者は亀岡市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)に参加できます。

- (1)地方自治法第238条の3に規定する者
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (3)地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者
- (4)会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5)亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第4号に規定する暴力団員等またはこれらの者の依頼を受けて入札参加する者
- (6)亀岡市税を滞納している者
- (7)年齢が20歳未満の者
- (8)日本語を完全に理解できない者
- (9)亀岡市インターネット公有財産売却ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (10)亀岡市が物件ごとに特に定める条件を満たさない者

#### **2 参加にあたっての注意事項**

- (1)公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき亀岡市が執行する一般競争入札およびせり売り(以下「入札」という)の手続きの一部です。
- (2)売払代金残金を納付期限までに正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するものとみなし、亀岡市が実施する一般競争入札に一定期間参加できなくなることがあります。
- (3)公有財産売却に参加される方は、インターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の物件詳細画面や亀岡市で閲覧に供される公告などを確認し、関係公簿の閲覧など十分に調査を行ったうえで参加してください。また、各物件は原則現状での引渡しのため、事前に購入希望物件の現況および諸規制などを熟知して入札してください。亀岡市が入札物件の下見会(現地確認会)を実施する場合は、下見会(現地確認会)で物件を直接確認し、物件の状態などすべての事項をご承知・ご了承のうえ入札参加してください。下見会(現地確認会)で物件確認しない場合は、掲載写真の閲覧などによりすべての事項をご承知・ご了承したものとみなします。なお、下見会(現地確認会)の参加を入札参加条件とする場合がありますのでご留意ください。

- (4)公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。参加者は売却システム上で公有財産売却の一連の手続きを行ってください。
- (5)特定の物件(売却区分)の売却が中止、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (6)公有財産売却の参加申込期間および入札期間は、システムメンテナンスなどの期間を除き、売却システム上の物件詳細画面上に示された期間となります。
- (7)亀岡市が公開している情報を亀岡市に無断で転載、転用することはできません。

### 3 個人情報の取扱い

- (1)公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
- ア.公有財産売却の参加申込を行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ.入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークションログイン ID(以下「ログイン ID」といいます)に登録されているメールアドレスを亀岡市に開示され、かつ亀岡市がこれらの情報を亀岡市文書取扱規則などに基づき保管すること。なお、亀岡市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレス宛てに電子メールにて連絡事項などを送信することがあります。
- ウ.落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開すること。
- エ.亀岡市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査および措置などをすることを目的として利用すること。(地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます)また、市税担当部署および警察署などの関係機関に照会すること。
- オ.第三者からの問い合わせなどに対し、契約者が個人の場合は契約価格を、契約者が法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名および契約価格を亀岡市が公表すること。
- (2)公有財産売却の参加者情報が住民登録や登記事項証明書【現在事項全部証明書】の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

### 4 用途の制限

- (1)落札者は、契約締結の日から 10 年間、売払物件を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、売払財産を第三者に譲渡、貸付、もしくは売払財産について地上権、賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定はできません。

(2)落札者は、契約締結の日から 10 年間、売払財産を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項から第 11 項までに規定する風俗関連営業の用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、売払財産を第三者に譲渡、貸付、もしくは売払財産について地上権、貸借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定はできません。

(3)上記(1)(2)に違反した場合は、売払代金の 10 分の 3 に相当する金額を違約金として亀岡市に支払うものとする。

(4)上記(1)(2)のほかに用途を制限する場合は、売却システムの物件詳細画面に記載しますのでご確認ください。

## 5 代理人による参加

公有財産売却では、代理人に入札参加の手続きをさせることができます。代理人には、少なくとも入札参加申込、入札保証金の納付および返還にかかる受領、入札ならびにこれらに附帯する事務を委任することとします。なお、代理人は、「第 1-1 公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

- (1)代理人のログイン ID により公有財産売却の参加申込および入札などを行ってください。
- (2)公有財産売却の参加者は、入札公告などで特に指定がない場合は、委任状、代理人の住民票の写し(発行日から 3 ヶ月以内のもので本人分のみ。法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】(発行日から 3 ヶ月以内のもの)、印鑑(登録)証明書(発行日から 3 ヶ月以内のもの)を亀岡市に提出することが必要です。委任状は、亀岡市ホームページから印刷できます。なお、申込期限までに亀岡市が委任状の提出を確認できない場合は入札できません。

## 6 共同入札(不動産の場合のみ)

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(1)代表者のログイン ID で手続きを行うこととなります。手続きの詳細は「第 2 公有財産売却の参加申込および入札保証金の納付」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

(2)共同入札者全員の住民票の写し(マイナンバー記載のない発行日から 3 ヶ月以内のもので本人分のみ。法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】(発行日から 3 ヶ月以内のもの)、共同入札者全員の印鑑(登録)証明書(発行日から 3 ヶ月以内のもの)および共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した内訳書を申込締切日までに亀岡市に提出が必要です。なお、内訳書は亀岡市ホームページから印刷できます。

(3)内訳書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や登記事項証明書【現在事項全部証明書】の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となつても権利移転登記できません。

(4)共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

## 第2 公有財産売却の参加申込および入札保証金の納付

入札するには公有財産売却の参加申込と入札保証金の納付が必要です。

### 1 公有財産売却の参加申込

売却システムの画面上で、住民登録などをされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

(1)法人で公有財産売却の参加申込をする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

(2)共同入札する場合(不動産の場合のみ)は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込を行ってください。なお、下見会(現地確認会)の参加を入札参加条件とする場合があります。その際は下見会(現地確認会)への参加がなければ、仮申込があっても本登録にはできず申込を取消します。

#### (不動産の場合)

売却システムの物件詳細画面より仮申込を行った後、亀岡市ホームページから「インターネット公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」といいます)」などの必要書類を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票の写し(発行日から3ヶ月以内のもので本人分のみ。参加者が法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】(発行日から3ヶ月以内のもの)、団体役員名簿)および印鑑(登録)証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)を添付のうえ、申込締切日までに亀岡市に提出してください。(郵送の場合申込締切日必着)

亀岡市において入札参加の資格確認のうえ本申込が完了します。ただし、申請に不備があった場合は申込を取消します。

#### (物品・自動車の場合)

売却システムの物件詳細画面での仮申込により、亀岡市において審査を行ったうえで本申込が完了したものとします。ただし、申請に不備があった場合は申込を取消します。なお、入札保証金の納付方法はクレジットカードのみです。

### 2 入札保証金の納付について

#### (1)入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で規定する入札前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、亀岡市が売却区分ごとに予定価格(最低売却価格)の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

#### (2)入札保証金の納付方法

入札保証金は亀岡市が指定する方法で売却区分ごとに納付してください。なお、入札保証金には利息を付しません。また、申込締切日までに亀岡市が入札保証金の納付を確認できない場合は入札できません。物品・自動車の場合の入札保証金の納付方法はクレジットカードのみです。

#### ア.クレジットカードによる納付

売却システムの物件詳細画面より参加仮申込を行い、入札保証金を所定の手続きに従ってクレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。ただし、各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。法人で公有財産売却に参加する場合、法人代表者名で取得したログイン ID で公有財産売却の参加申込を行い、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

#### イ.銀行振込による納付(不動産の場合のみ)

本申込時、申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。公有財産売却の参加申込者から亀岡市に必要書類が到着後、亀岡市から振込口座を電子メールにて連絡しますので、亀岡市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。亀岡市が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。

#### ウ.直接持参による納付(不動産の場合のみ)

本申込時、申込書の入札保証金納付方法欄の「直接持参」に「○」をしてください。亀岡市に直接持参する場合は、当日に金融機関への納入手続を行いますので必ず 14 時までに持参してください。

(3)落札者の入札保証金は、契約締結をもって地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

(4)落札者以外の者の入札保証金は、入札終了後に全額返還します。入札の参加申込を行ったものの入札を行わない場合も入札終了後の返還となります。なお、入札保証金の還付には入札終了後 4 週間程度要することがあります。

(5)落札者が契約を締結しないときは、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により、入札保

証金(ただし、落札金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまでの金額)は亀岡市に帰属します。

(6)亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第 4 号に規定する暴力団員等、もしくはこれらの者の依頼を受けたものであったことにより入札が無効となったときは、入札保証金(ただし、落札金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまでの金額)は亀岡市に帰属します。

(7)入札保証金には利子を付しません。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

#### 1 公有財産売却への入札

入札とは売却システム上で入札価格を登録することをいい、入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ入札可能です。一度行った入札は取消しや変更はできません。

(1)入札をなかったものとする取扱い

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、亀岡市は当該入札を取消し、なったものとして取扱うことがあります。

#### 2 落札者の決定

(1)落札者の決定

入札期間終了後に開札を行い、売却区分ごとに入札価格が予定価格(最低売却価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定します。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア.落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ.亀岡市から落札者への連絡

入札終了後に亀岡市から落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は代表者に電子メールを送信します。

亀岡市が送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、亀岡市が落札者と契約ができない場合または落札者による売払代金残金の納付を納付期限までに確認できない場合など、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金または契約保証金を没収し、返還しません。当該電子メールに表示されている整理番号は、亀岡市に連絡する際や書類提出の際などに必要となります。

## (2)落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3 売却の決定

### (1)落札者に対する売却の決定

亀岡市は、落札者に対し電子メールなどで契約締結に関することなど必要事項の連絡を行い、落札者と契約を交わします。亀岡市より契約書などを送付しますので、必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して亀岡市に提出してください。ただし、亀岡市財務規則などの規定により、契約書の作成を省略する場合があります。その際は落札決定をもって契約締結したものとみなします。

#### ア.必要な書類

##### (不動産の場合)

- ・所有権移転登記請求書、登録免許税法に規定する登録免許税相当分の収入印紙(以下「収入印紙」といいます)、登記原因証明情報、受領書など
  - ・亀岡市が契約書を送付する際に別途指示する書類(物件により省略する場合があります)
- (物品・自動車の場合)
- ・配送届出書、保管依頼書、受領書、送付依頼書など(ほかの手段で確認が取れる場合は省略する場合があります)
  - ・亀岡市が契約書を送付する際に別途指示する書類(物件により省略する場合があります)

#### イ.売却の決定金額

落札者が入札した金額(落札金額)を売却の決定金額とします。決定した売払金額の中には消費税相当額を含みます。また、自動車の場合はリサイクル料金も含みます。

#### ウ.落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

### (2)売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合や落札者が公有財産売却に参加できない者であることが判明した場合は、売却の決定が取り消されます。この場合、財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

## 4 売払代金残金の納付

### (1)売払代金残金の金額

売払代金残金は、落札金額から契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

### (2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、売払代金の残金納付期限までに亀岡市が納付を確認できるよう売払代金残金を一括で納付してください。残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。残金納付期限までに納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し返還しません。納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

### (3) 売払代金残金の納付方法

売払代金残金は次の方法で納付してください。なお、納付にかかる費用は落札者の負担となります。

ア.亀岡市が指定する銀行口座への振込による納付

イ.現金を亀岡市へ直接持参

## 5 入札保証金の返還

### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込を行ったものの入札を行わない場合も入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア.クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードから入札保証金の引落しを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引落しの時期などの関係上、一旦実際に入札保証金の引落しを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますのでご了承ください。

イ.銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込を行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

## 第4 公有財産売却の財産の権利移転および引渡し

### 1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金残金を納付したときに権利移転します。なお、不動産については、落札物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡できません。

### 2 権利移転の手続きについて

#### (1) 不動産の場合

ア.売払代金残金納付確認後、亀岡市が落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権

利移転手続きを行います。亀岡市ホームページから「所有権移転登記請求書」などの必要書類を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに亀岡市へ提出してください。なお、所有権移転登記の名義人は落札者本人です。中間省略登記には応じません。

イ.共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」などの提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に亀岡市に「共有合意書」を提出してください。

ウ.所有権移転登記が完了するまで、入札終了後 1 ヶ月半程度の期間を要することがあります。

#### (2)自動車の場合

ア.車両は一時抹消登録手続き済みとなっています。売払代金残金を納付した日を所有権が移転した日とし、この日から 14 日以内に亀岡市が指定した場所で登録識別情報等通知書および譲渡証明書、軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書を添えて車両の引渡しを行います。落札者は引渡し時に受領書を亀岡市に提出のうえ、速やかに名義変更などの手続きを行ってください。これに限らず、亀岡市が引渡し日などを別途指定する場合があります。売払代金にはリサイクル料が含まれています。

### 3 注意事項

(1)落札後、契約を締結した時点で落札者に危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など亀岡市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うことになり、売払代金の減額を請求できません。なお、亀岡市は契約不適合責任を負いません。

(2)物件の引渡しは、売払代金納付時の現状有姿で行います。ただし、物件調書に特記事項がある場合はこれによります。

#### (以下、不動産の場合)

(3)物件にかかる土壌・地下埋設物調査およびアスベスト調査などは行っていません。また、開発や建築にあたり、都市計画法、建築基準法、諸条例などの法令などにより規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(4)現況のまま所有権移転するため、建物・工作物の改築・撤去、立木の伐採、除草、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担および調整は、物件敷地内外および所有権など権利の帰属主体の如何を問わず、亀岡市は一切行いません。

(5)上下水道、電気およびガスなどの供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管などの補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、亀岡市では補修や引込み工事などの実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出などは一切行いませんので、関係機関などにお問い合わせのうえ、落札者で対応してください。

#### 4 権利移転および引渡しに伴う費用

##### (1)不動産の場合

ア.権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は落札者の負担となります。

イ.所有権移転登記などを行う際に登録免許税相当分の収入印紙が必要となりますので、売払代金残金を納付後、亀岡市に収入印紙を提出してください。なお、共同入札者が落札者となった場合、収入印紙は共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

##### (2)自動車の場合

ア.財産の引渡しは、原則として亀岡市が指定する場所で直接引渡しにて行います。落札者の本人確認のため、次の書面を持参してください。なお、代理人が引渡しを受ける場合は、事前に委任状(落札者と代理人双方が押印したもの)もしくは配送届出書の提出が必要となります。

・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど本人確認および住所地を証するもの)、亀岡市より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの、受領書

イ.登録費用、その他引渡しにかかる費用などはすべて落札者の負担となります。車両の保管費用が必要となった場合、売払代金の残金納付期限の翌日以降の保管費用は落札者の負担となります。

##### (3)物品の場合

ア.財産の引渡しは、原則として亀岡市が指定する場所で直接引渡しにて行います。落札者の本人確認のため、次の書面を持参してください。なお、代理人が引渡しを受ける場合は、事前に委任状(落札者と代理人双方が押印したもの)もしくは配送届出書の提出が必要となります。

・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど本人確認および住所地を証するもの)、亀岡市より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの、受領書

イ. 送付による引渡しを受ける場合は、送付依頼書の提出が必要です。ただし、メール連絡にて送付依頼書の提出に変える場合があります。なお、物件によっては送付による引渡しを行わないものもあります。送付による引渡しに伴う一切の費用は落札者の負担となります。保管費用が必要となった場合、売払代金の残金納付期限の翌日以降の保管費用は落札者の負担となります。

### 第5 注意事項

#### 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

##### (1)公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手

手続きを中止することがあります。

ア.公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

イ.公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ.公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合

エ.公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込を取り消すことができない場合

#### (2)入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

ア.入札の受付が開始されない場合

イ.入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ.入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

#### (3)入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

ア.一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ.くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

ウ.せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

## 2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することができます。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することができます。

#### (1)公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却が中止となった場合、納付された入札保証金は返還します。クレジットカードにより納付された入札保証金は、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。ただし、クレジットカードの引落しの時期などの関係上、一旦実際に入札保証金の引落しを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますのでご了承ください。また、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することができます。

## 3 公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

(1)公有財産売却の中止により入札者などに損害が発生した場合、亀岡市は損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。

(2)売却システムの不具合などにより入札者などに損害が発生した場合、亀岡市は損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。

- (3)入札者などの使用する機器、使用するネットワークなどの不備不調、その他の理由により公有財産売却の参加申込または入札に参加できない場合、亀岡市は代替手段を提供せずそれに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4)公有財産売却への参加に起因して、使用的機器およびネットワークなどに不備不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、亀岡市は損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。
- (5)クレジットカード決済システムの不備により入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込ができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、亀岡市は損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。
- (6)入札者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスもしくは改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、亀岡市は被害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。
- (7)入札者など自身がログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくはログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、亀岡市は被害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。

#### 4 リンクの制限など

亀岡市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、亀岡市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、亀岡市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、亀岡市に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 5 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1)売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2)売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3)売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4)売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5)法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6)その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

#### 6 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

#### 7 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1)インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2)インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1第2水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格)X0208をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3)インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 8 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## 9 亀岡市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

亀岡市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、亀岡市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、亀岡市が掲載したものでない情報については、亀岡市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。